

# 住宅を新築された場合の記入例

## 住宅用家屋証明申請書

日進市長 あて

申請者 住所 **日進市蟹甲町池下268番地**  
氏名 **日進 太郎**

**該当するものに  
○をつけて  
ください。**

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条  
 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外  
 (a) 新築されたもの  
 (b) 建築後使用されたことのないもの  
 特定認定長期優良住宅  
 (c) 新築されたもの  
 (d) 建築後使用されたことのないもの  
 認定低炭素住宅  
 (e) 新築されたもの  
 (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)  
 (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの  
 (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

新築または取得した者 (所有者)	住所	<b>日進市蟹甲町池下268番地</b>		
	氏名	<b>日進 太郎</b>		
家屋	所在地	<b>日進市蟹甲町池下268番地</b>		
	家屋番号	<b>268番</b>	取得の原因	(1) 売買 (2) 競落
	建築年月日	<b>令和●年 ●月 ●日</b>	取得年月日	年 月 日
	所有者の居住	<input checked="" type="radio"/> (1) 入居済 (2) 入居予定		
	床面積	<b>123.45 m<sup>2</sup></b>		
	構造	<b>木造スレートぶき2階建</b>		
	区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅		
	工事費用の総額	円	売買価格	円
申立欄	入居予定年月日	年 月 日		
	現在の家屋の処分方法等	必要書類・記入方法については裏面を参照ください。		
	入居が登記の後になる理由			
なお、証明書交付後、この申立に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。 氏名 _____ 印 _____				

使用目的 1. 保存登記 2. 移転登記 3. 抵当権設定登記

- (注) 1. { } の中は、該当するものを○で囲んでください。  
 2. (ロ) (a) の場合は、工事費用の総額、売買価格を記入してください。  
 3. 所有者の居住が「(2) 入居予定」の場合は、必ず申立欄に記入してください。  
 4. 使用目的が「2. 移転登記」の場合は、取得の原因のうち該当するものを○で囲んでください。

## 必要書類

- ① 住民票(入居後のもの)
  - ② 表示登記済証 または 全部事項証明書
  - ③ 確認済証 または 検査済証
  - ④ 長期優良住宅 若しくは 低炭素住宅の認定通知書
- ①②③(認定を受けていれば④)を持参ください。

## 記入方法

「新築または取得した者(所有者)」の欄については①の住民票を、  
「家屋」の欄については②及び③の登記情報等をもとにご記入ください。

建築後未使用の家屋・中古の家屋を取得された場合や、入居が登記の後になる場合については、必要書類や記入箇所が異なりますので、担当までお問い合わせください。

日進市税務課

電話番号:0561-73-4097